

令和6年度商取引・サービス環境の適正化に係る事業（生物多様性総合対策事業）に係る入札可能性調査実施要領

令和6年2月6日
経済産業省
商務・サービスグループ
生物化学産業課

経済産業省では、令和6年度商取引・サービス環境の適正化に係る事業（生物多様性総合対策事業）の受託者選定に当たって、一般競争入札に付することの可能性について、以下の通り調査いたします。

つきましては、下記1. 事業内容に記載する内容・条件において、的確な事業遂行が可能であり、かつ、当該事業の受託者を決定するに当たり一般競争入札を実施した場合、参加する意思を有する方は、別添1登録様式に記入の上、4. 提出先までご登録をお願いします。

1. 事業内容

(1) 概要

生物多様性条約及び傘下のカルタヘナ議定書、名古屋議定書における国際交渉では、デジタル配列情報や合成生物学など、近年のバイオ技術の発展による新たな事象の取扱いを巡り締約国間で厳しい交渉となっています。これに対し、我が国産業界・学术界に及ぼす影響を考慮しつつ、正確な科学的知見・事実認識やこれまでの交渉経緯に基づき適切に対処するための情報収集等を行います。

各国では、生物多様性条約及び名古屋議定書に基づいて、自国遺伝資源へのアクセス及び利益配分（ABS）に関する法規制等の整備が進んでいます。このため、国内企業等が円滑かつ適切に他国法令等を遵守して遺伝資源を利用できるよう、他国法令等を調査・整理しつつ、相談窓口を設け助言等を行います。

外国遺伝資源へのアクセス手続等に関する各国法制度等を提供国政府及び機関へのヒアリング等により把握し、国内企業等の外国遺伝資源へのアクセスに係る環境整備及び提供国側との関係構築等を行います。

また、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）」にかかる規制や運用見直しの概要等について、説明会の開催等により、遺伝子組換え生物等の利用者に対し周知します。

本事業では、適切な事業環境の整備に資するよう、上記を中心に、経済産業省所管事業に関連する生物多様性を巡る課題解決に向けて総合的な調査を実施します。

(2) 事業の具体的内容

①生物多様性に係る国際交渉の支援

- ・「遺伝資源の利用から生ずる利益の公正で衡平な配分（A B S）」、「遺伝資源に係るデジタル配列情報（D S I）」等に関する国際交渉への対応等について検討を行います。
- ・関係する国際会合等へ出席を通じた情報収集、公表資料・ヒアリング等から各国のスタンスを分析、国内で会議等を通じて産業界の意見を収集・整理、専門的知見やこれまでの交渉経緯等を踏まえ、助言等交渉の支援を行います。

②遺伝資源のアクセス等に関する環境整備

- ・外国遺伝資源へのアクセス手続等に関する各国法制度等を提供国政府及び機関へのヒアリング等により把握し、我が国企業等に対し、ウェブサイト、セミナー開催、相談窓口開設等により情報提供等を行います。

③カルタヘナ法規制の執行支援

- ・カルタヘナ法で求められている拡散防止措置の注意点・留意点等やその他の法規制について適切に情報提供等を行うための説明会開催等を行います。

(3) 事業期間

受託契約締結日から令和7年3月31日まで（予定）

(4) 事業実施条件

当該事業を実施する者は、生物多様性条約関連会合の経緯及び動向を把握していること、また、遺伝資源等を国内外において利用する際の遺伝資源提供国の規制等の内容といった相談に対し回答可能な知見・情報を有していること。カルタヘナ議定書及びカルタヘナ法の詳細な内容、運用状況に関する十分な知見・情報を有していること。

2. 説明会の開催

以下日時に「Teams」を用いて行うので、5. に対し連絡先（社名、担当者氏名、電話番号、メールアドレス）を令和6年2月14日（水）12時までに

登録してください。（事前にテスト連絡をさせていただく場合があります。）

「Teams」が利用できない場合は、概要を共有するのでその旨を連絡するとともに連絡先を登録してください。

日時：令和6年2月19日（月） 14：00～15：00

3. 参加資格

- ・ 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

- ・ 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ・ 過去3年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。

4. 留意事項

- ・ 登録後、必要に応じ事業実施計画等の概要を聴取する場合があります。
- ・ 本件への登録に当たっての費用は事業者負担になります。
- ・ 本調査の依頼は、入札等を実施する可能性を確認するための手段であり、契約に関する意図や意味を持つものではありません。
- ・ 提供された情報は省内で閲覧しますが、事業者に断りなく省外に配布することはありません。
- ・ 提供された情報、資料は返却いたしません。
- ・ 契約を行う場合、委託事業の事務処理・経理処理につきましては、経済産業省の作成する委託事業事務処理マニュアルに従って処理していただきます。
- ・ 契約を行う場合、委託事業の事務処理・経理処理等につきましては、更に以下の事項について対応を頂く必要があります。

①事業の実施に当たっては、事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理について、再委託（委託業務の一部を第三者に委託することを行い、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）を行うことはできません。

なお、「委託事業事務処理マニュアル」上で明示している、本事業における再委託を禁止している「事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務」については以下の通り。

【事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務】

- ・ 生物多様性に係る国際交渉の支援、遺伝資源のアクセス等に関する環境整備、カルタヘナ法規制の執行支援の各事業における事業内容の決定（実施手段・方法、対象者、スケジュール、実施体制）
- ・ 各種委員会における事業内容の決定（実施手段・方法、対象者、スケジュール、実施体制）
- ・ 再委託・外注先の業務執行管理（再委託・外注内容の決定、進捗状況の管理方法及び確認、成果及び結果のとりまとめ方法、とりまとめ）
- ・ 調査報告書の作成（構成及び作成、再委託・外注先の内容とりまとめ）

- ②総額に対する再委託の割合が50%を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか理由書の提出を求めます。なお提案書等において再委託費率が50%を超える理由書を添付した場合は、経済産業省で再委託内容の適切性などの確認を行い、落札者に対して、契約締結までに履行体制を含め再委託内容の見直しを指示する場合があります。

なお、本事業は再委託費率が高くなる傾向となる事業類型には該当しないため、個別事業の事情に応じて適切性を確認します。

＜事業類型＞

- I. 多数の事業者を管理し、その成果を取りまとめる事業
（主に海外法人等を活用した標準化や実証事業の取りまとめ事業）
- II. 現地・現場での作業に要する工数の割合が高い事業
（主に海外の展示会出展支援やシステム開発事業）
- III. 多数の事業者の協力が必要となるオープン・イノベーション事業
（主に特定分野における専門性が極めて高い事業）

- ③委託費を不正に使用した疑いがある場合には、経済産業省より落札者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。また、事業に係る取引先（再委託先、外注（請負）先以降も含む）に対しても、必要に応じ現地調査等を実施するため、あらかじめ落札者から取引先に対して現地調査が可能となるよう措置を講じていただきます。

調査の結果、不正行為が認められたときは、当該委託事業に係る契約の取消を行うとともに、経済産業省から新たな補助金の交付と契約の締結を一定期間（最大３６ヵ月）行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表します。

具体的な措置要領は、以下の URL の通りになります。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

- ・ 契約を行う場合、契約締結前までに①情報管理に対する社内規則等（社内規則がない場合は代わりとなるもの。）、②その他原課において必要と判断する書類等、③各業務従事者の氏名、所属、役職、業務経験、その他略歴（学歴、職歴、専門的知識その他の知見）、④情報取扱者名簿及び情報管理体制図（別添２）の提出を求め、適切な情報管理体制が確保されているかを確認します。

- ・ 委託契約書の規定に基づき提出された実績報告書等については「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成１１年５月１４日法律第４２号）に基づき、不開示情報（個人情報及び法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等）を除いて、情報公開の対象となります。なお、開示請求があった場合は、以下に掲げる書類は調整を行わずとも原則開示とし、その他の書類の不開示とする情報の範囲については経済産業省との調整を経て決定することとします。

○原則開示とする書類

- ・ 提案書等に添付された「再委託費率が５０％を超える理由書」

※不開示情報に該当すると想定される情報が含まれる場合は、当該部分を別紙として分けて作成すること。別紙について開示請求があった場合には、不開示とする情報の範囲については経済産業省と調整を経て決定することとする。

- ・ 「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」（令和５年４月３日決定）において、政府の実施する公共調達においては、入札する企業における人権尊重の確保に努めるとされたことを受け、当該事業の落札者に対しては「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和４年９月１３日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることを求めている。当該ガイドラインの内容を承知の上で、入札をすること。

<https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913003/20220913003-a.pdf>

5. 提出先・問合せ先

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 商務・サービスグループ 生物化学産業課 石原、黒岩 宛て

TEL 03-3501-1511 (代表)

E-mail bz1-bio-abs@meti.go.jp

※郵送またはE-mailにてご提出願います。

6. 提出期限

令和6年2月26日(月) 12:00まで

※複数者からの登録があった場合、その時点で入札可能性調査を終了し、一般競争入札を実施することがあります。